

社団法人

本所法人会報

ホームページアドレス <http://www.honjyo.or.jp>

社団法人本所法人会墨田区業平1-7-12 電話(3622)1090 発行者・立岡幸夫 編集・広報委員会 春原令一・今井田精司 印刷・合同印刷(株)



新シリーズ 東京スカイツリー建設進捗状況を区内各所から 東武橋より新タワーを望む

今月号の主な項目

- 法人会全国大会 - 岐阜大会開催 … 2 ~ 6
(平成22年度税制改正に関する提言)
- 部会研修会等結果報告 …………… 7
- 会員の集い - 横浜日帰り旅行報告 …… 9
- 会員増強運動にご協力を …………… 11
- グループ別研修会案内 …………… 12
- 折込 - 健康作り歩く会のご案内



大会会場風景

法人会全国大会・岐阜大会開催 (平成二十二年税制改正に関する提言の報告)

10月8日 第26回法人会全国大会・岐阜大会が長良川国際会議場に於いて行われ、平成22年度税制改正に対する提言がまとめられた。今後関係各所に陳情する予定。

はじめに

100年に一度の危機に遭遇していると言われる日本経済は、2009年4・6月期の実質国内総生産(GDP)が1年3ヶ月ぶりにプラスに転じ、最悪期を脱しつつある。しかし、景気は底這い状態で、その前途は予断を許さない。

世界を見渡すと、今回の金融危機で、最も大きなダメージを受けたのは日本であり、火元のアメリカはもとよりヨーロッパよりもその影響は大きかった。その理由は、日本経済が輸出依存度の高い体質であったこと、とりわけ輸出品の中心が付加価値の高い工業製品であったため、海外景気の悪化ペー

スを上回って外需が落ち込み、経済が急降下したためである。しかし、今回の不況は世界的な金融津波という外的要因が原因で、自分たちに落ち度がないと判断することは必ずしも事態を正確に捉えたものではなく、問題解決に取り組む上での正しいスタンスとは言えない。今、必要なのは危機問題の本質を正確に捉え、日本の経済運営の問題点をきちんと認識し、その上で税制面を含めた対応策をとることである。

現在の景気は、巨額な財政支出で辛うじて支えている。しかし、中期的には先進国中最悪の財政赤字を削減することが大きな課題となる。少子高齢化、グローバル化など経済社会の構造変化に対応した税制の構築は急務である。特に、外需に過度に依存する経済構造から脱却するためには、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制は欠かせない。そのため、法人税率(軽減税率を含む)の引き下げと事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

以上を踏まえ、会員の総意として、今後の望ましい税制のあり方をテーマに平成22年度税制改正に関する提言を取りまとめた。

税制改正に関するスローガン

待ったなし。
国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！

活力ある経済・社会の実現を目指し、抜本的な税制改革を！

わが国企業の国際競争力確保のためにも、法人税率の引き下げを！

適正・公平な課税、行政の効率化のため、納税者番号制度の導入に向けて検討を！

本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！

消費税率引き上げの前に、徹底した行革により行政のスリム化を！

道州制の導入の検討などにより、国と地方の役割分担を見直し、地方の再生を！

年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！

税制改正に関する提言(要旨)

総論

第一 経済社会のあるべき姿

政府は月例経済報告で景気の基調を「このところ持ち直しの動きがみられる」と指摘し、日本銀行も金融政策決定会合後の公表文で「景気は下げ止まっている」と表現している。しかし、その一方で不安材料も多い。完全失業率は5%台になり、雇用の悪化は止まらない。企業の設備投資意欲も停滞している。雇用と設備投資が不振になると、消費や企業収益が低迷することになり、経済は負の悪循環に陥るおそれがある。特に、中小企業を取り巻く環境は一層厳しさを増し、先行きに見通しの立たないところが多い。

こうした中で、政府は経済財政運営の基本指針となる「骨太の方針2009」を決定した。焦点の社会保障費については抑制方針を撤回し、財政健全化目標も先送りした。目標達成のために、歳入面では2011年度から消費税を含む税制抜本改革を描いた「中期プログラム」の実行を挙げている。しかし、肝心の歳出面を具体的にどう削減するのかについては触れられておらず、大いに不満が残る。

現在の財政出動は、経済の下支え効果をねらったものであり、未来永劫に続けてよい訳ではない。その意味で、行財政の無駄をなくす不断の努力を続けるべきである。

第二 行財政改革の推進

政府はすでに行政改革推進法等関連法の中で、国の行政機関の定員5%の削減、31特別会計の統廃合、公会計制度の整備、政府系金融機関改革を示し、実行に移している。

2009年度末には、国の行政機関の定員は2万人減の約31万人となり、国家公務員の人員費も2005年度に比べ1、200億円減り、総人員費は5兆3、195億円となる見込みである。また、国の「骨太の方針2009」では、今後5年間で10%以上の定員合理化計画を決めている。

しかし、その内容は民間の行っているリストラ策に比べて生ぬるいものであり納得できない。2009年度当初予算では、公益法人支出の削減、特別会計支出の見直し、行政コストの削減等が盛り込まれたが、その後の経済対策の名目で特殊法人の施設整備費や官製基金への出資金等の無駄な支出が目立った。

一方、都道府県や市町村も民間平均を越える高額退職金を支給し、その原資を調達するために借金をしているのが実情である。

国や地方自治体は、今後さらに行政経費を切り詰め、国・地方議員定数の削減、公務員制度改革等が急務である。将来は道州制に向けての具体策の検討等、行政組織の簡素合理化を行い、より小さな政府に向けて努力すべきである。

第三 社会保障制度・国民負担のあり方

わが国は急速に進む少子高齢化のために社会保障関係予算が急増し、国の歳出の4分の1を占めるに至っている。同時に、少子化の進展に伴い、現役世代が高齢者を支えるという現行の年金等社会保障制度の維持が難しくなってきた。

こうした情勢を考慮すると、社会保障については国民が納得できるような制度に向けての改革が是非とも必要である。特に年金については、若い層ほど将来の年金に対する不信感が強い。日本の年金制度は高齢化が急速に進むにもかかわらず、高すぎる年金支給額を約束し、しかも改革が後手に回ってきた。こうした点から、中高年者の不安、若者の制度に対する不信感を解消するため、保険料と税負担のあり方や、世代間・世代内の受益と負担の公平等の中期ビジョンを明確にすべきである。なお、保険料の企業負担は限界に達しており、これ以上の負担には耐えられないことを指摘したい。

また、政府が示した中期プログラムでは、社会保障番号・カード(仮称)を2011年度を目標に導入するとしている。今後、子育て等に配慮した低所得者支援(給付付き税額控除)などが検討されることになっているが、その実施のためには正確な所得を捕捉するための担保が必要となる。社会保障番号・カードの導入が検討される際に

は、納税者番号制度をはじめ、各種制度の横断的な活用を図れるような制度設計を行うべきである。

社会保障費の増大は、将来の国民負担増を招く。ある程度の増加はやむを得ないが、他の経費の無駄を省き、将来も財政赤字を含めた潜在的国民負担率を50%程度にとどめるべきである。

第四 国と地方のあり方

わが国の中央集権システムは、国・地方の経済発展に大きく貢献してきたが、最近ではそのシステムの生み出す非効率性等無駄の方が目立つようになってきた。これからは地方がその実情に応じ、受益と負担の原則のもとで自らが選択し、最適な状況を決める分権型システムへの転換が求められている。そこで、地方がリストラを進めると同時に、国から地方への補助金の削減、地方交付税の改革、税源委譲等三位一体改革が進められている。

この問題については、地方分権推進委員会が、新分権一括法案を取りまとめる予定だが、国と地方の役割分担の明確化、行政の効率化による歳出削減、道州制の導入など一層の改革推進を求める。

今後は、三位一体改革の推進はもとより、現在、論議を呼んでいる地方交付税制度についても再検討すべきである。

第五 税制改革のあり方

税制改革にあたっては、公平・中立・

簡素という課税原則に沿い、国民に分かりやすい税制の簡素化が必要である。

また、地域経済の担い手である中小企業を活性化させるためには、努力した者が報われる税制こそが重要であり、具体的には、かねてから懸案である法人税率の引き下げ（軽減税率の恒久化を含む）と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

第六 租税教育の充実

税は国・地方が提供する公共サービスの財源である。したがって、税がなければ国や地方の各種サービスは機能しない。国民の納税義務は憲法でも定められている。21世紀の納税者は「税をキチンと支払い、その使い方を監視する人」にならなければならない。今後の行財政改革の推進にあたっては、国や地方が国民に対して実施状況を公表するなど納税者とともに進めていくことが求められる。そのための監査機能の充実も大切になる。

そこで、学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、真の納税者タックス・ペイヤー）意識を定着させる必要がある。

これからの税制改正は、納める側が納得した上での推進が必須の条件となる。その意味からも租税教育の充実は重要である。

各論

第一 法人税制について

1. 法人税の税率の引き下げ
わが国の法人税の実効税率はアメリカ並みの40・69%となっている。しかし最近、自国企業の国際競争力強化あるいは外国資本の誘致等の目的から税制を優遇している国が多い。現実には、近年、欧州・アジア諸国で法人税率の引き下げが行われている。特にイギリス、ドイツ等では実効税率が20%台にまで引き下げられている。

日本企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税の基本税率について地方税を含め、大幅な引き下げが必要である。その際、租税特別措置の整理・合理化等で課税ベースを広げ、地方税を含めて、欧州・アジア主要国並みの実効税率とするよう求める。

2. 中小企業軽減税率の引き下げ

平成21年度税制改正で、中小企業等に適用される法人税の軽減税率が2年間の措置として22%から18%に引き下げられた。しかし、現在の厳しい経営環境や中小企業の担税力を考えると、中小企業に適用される軽減税率は2年間の時限措置ではなく恒久化するとともに、さらに一層の税率引き下げが必要である。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれてい

る軽減税率の適用課税所得金額を少なくとも1、500万円程度へ引き上げるよう求める。

3. 特殊支配同族会社に対する役員給与の損金算入制限

この制度は、新会社法施行に伴う課税逃れの防止策として設けられ、平成19年度税制改正で適用除外となる基準所得金額が800万円から1、600万円に引き上げられる緩和措置がとられた。しかし、この課税制度は中小企業に多大な影響を及ぼすだけではなく、その内容について、法人税・所得税という税制の根幹に関わる問題に抵触しており、制度そのものが合理性を欠いている。要件操作によって課税対象から外れることが可能であり、中小企業の間で新たな課税の不公平を生んでいる。申告手続きも複雑で、企業に負担と混乱をもたらしている。以上のような理由からこの制度については、即刻廃止を求める。

4. 役員給与

最近、会社法改正、企業会計の変更等に伴い、税制面でも役員給与の取り扱いが大幅に変わり、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外は損金不算入とする改正が行われた。しかし、利益連動給与について、同族会社は適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で、

同様の措置を認めるべきである。

5. 交際費課税制度

平成18年度税制改正で、一人当たり5、000円以下の飲食費については交際費から除外された。また、資本金1億円以下の中小企業に認められる特例も引き続き存続している。

交際費課税における創設当時（昭和29年）の資本蓄積を図るという政策目標は消失している。2009年の追加経済対策で、中小企業に対する交際費の損金算入限度額が400万円から600万円に引き上げられたが、不充分である。そこで、損金算入限度額の更なる引き上げ、損金不算入割合の撤廃、資本金の規模に関わらず一定の損金算入を求める。

6. 同族会社の留保金課税

平成19年度税制改正で、中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、引き続き廃止を求める。

7. 電子申告

国税庁が2004年から運用を開始した国税電子申告（e-Tax）は、2009年3月末現在の利用率が36%にとどまっている。平成21年度税制改正では、所得税額控除制度の2年延長、所得税の確定申告時に税務署への提出を省略できる書類の拡充などの措置が

とられた。さらに一層の利用促進を図るため、地方税の電子申告との一体化の検討、法人・個人に対する恒久的な税額控除制度の創設など利用促進に向けての努力が必要である。

8. その他

租税特別措置については、政策目的を果たしたものは廃止する一方、中小企業の技術革新など経済活性化に役立つ措置の新設を求める。

配当に対する二重課税については、現行の配当控除制度では不十分であり、欧州各国の制度（インピュテーション方式）を参考に二重課税の排除を求める。

第二 個人所得税制について

1. 所得税と住民税のあり方
所得税については、就業形態の多様な経済社会の変化に伴い非納税者が増えている。基幹税としての所得税の機能を回復させるため、税負担の歪みを直し、広く、薄く負担を求めるべきである。また、住民税は公益性の観点から均等割の更なる引き上げを求める。

2. 各種控除制度の整理合理化

所得税および住民税の諸控除については、負担の公平化、税制の簡素化、少子高齢化、雇用慣行の変化、ライフスタイルの多様化等、社会構造の変化に対応して、抜本的に見直す必要がある。

人的控除については、累次の改正で複雑化しているため整理・合理化し、基本的な人的控除に集約するよう努力すべきである。

給与所得控除については、制度本来の趣旨である必要経費の概算控除としては、その水準が高すぎるとの指摘もあり、特定支出控除の拡大と併せて見直す必要がある。

3. 少子化対策

人口減少社会に突入したわが国にとつて、少子化対策は国が基本政策として取り組むべき重要な課題である。政府は、2011年度までに実施する重要事項として、新しい子育て支援制度の法制上の整備を提示した。また、税制面では、低所得世帯や子育て世帯を給付金と減税で支援する給付付き税額控除が検討されることとなった。

少子化対策は、保育所の充実など本来は社会政策による施策の充実が重要となるが、一方で税制面からの配慮も不可欠である。例えば、児童に対する税額控除制度を導入し、子供が多くなるほど税負担が軽減される制度の創設を求める。なお、税額控除については、一定額は税額控除し、控除しきれない額は社会保障給付費として給付する給付付き税額控除制度の導入に向けた検討が急務である。また、フランスで実施されているN分N乗方式の導入も積極的に検討すべきである。

4. 金融所得一体課税

所得税の10種類の所得区分は現在の経済取引に適合しているとは言えない状況にある。このため、統合・簡素化や金融商品・取引間の損益通算による一体課税などが望ましい。平成20年度税制改正で損益通算の特例が一部実施されたが、まだ不十分である。経済活性化の観点からも金融所得の一体課税は実施すべきである。

5. 納税者番号制度

納税者番号制度については、最近、社会保障番号との関係整理を含め、政府内でも議論が活発化している。電子商取引の普及、金融商品の多様化、国際化が進む中での資産移動の把握、金融所得一体課税での損益通算の際の適正な執行、医療・年金等社会保障制度との一元管理、さらには給付付き税額控除制度の導入に向けた検討などを背景に、導入の必要性が求められている。こうした点から、制度の創設・維持にかかるコスト、プライバシー保護等のセキュリティ確保のための法整備等の前提条件を明確にした上で、納税者の利便性も考え、制度の導入に向けて検討すべきである。

第三 相続税制について

1. 相続税

現行の相続税は、法定相続分課税方式と言われ、昭和33年以来、50年間施行されてきた。しかし、平成20年度税

制改正で、新しい事業承継税制の創設が謳われ、同時にこれに合わせて相続税の課税方式を個人単位の遺産取得課税方式へ移行することになったが、見直しは先送りとなった。今後、税制改正が行われる場合には、新たな課税方式への移行のため、税率構造、基礎控除、非課税・軽減措置などについて大幅な見直しが予想される。

しかし、わが国の相続税の負担率は欧米主要国とほぼ同じ水準であり、改正後も現行水準を維持し、これ以上の課税強化とならないよう求める。また、中小企業の事業承継とも関連する中で、事業承継に十分な配慮を求める。

2. 贈与税

政府の追加経済対策として、住宅購入や増改築の場合、2009年1月から2年間の時限措置として別枠500万円までを非課税とする措置がとられた。しかし、これはあくまで時限的なもので、個人の資産移転としての対象が限定されたものになっている。このため、贈与税のあり方については、相続税の見直しと併せ、総合的な見地から再検討するよう求める。

3. 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、20歳以上の子が65歳以上の親から受ける贈与（非課税枠2、500万円、住宅取得資金の場合は65歳の年齢制限なしで3、500万円）について、贈与時に軽減

された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算することになっている。この制度については、非課税枠の拡大と65歳から60歳への年齢制限の引き下げを求める。

第四 事業承継税制について

わが国の中小企業は、地域経済の活性化や雇用にも大きく貢献している。その中小企業が、相続税負担が主たる原因で、事業承継ができなくなるとすると、地域経済はもとより日本経済にとっても大きな損失である。こうした状況を踏まえ、法人会では長年にわたる欧米並みの「事業承継税制の確立」を訴え続けてきたところである。

事業承継税制について、欧米諸国の実情をみると、相続税法系は多様であるが、事業承継税制を優先させるとの考え方で一致している。さらに、各種特例や優遇措置が整備されている。

一方わが国では、事業後継者を対象にした相続税および贈与税の納税猶予制度が平成21年度税制改正で創設されたものの、欧米の制度に比べると内容要件等が不十分であり、とても本格的な事業承継税制と呼べるものではない。

特に、自社の課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予する制度については、原則として中小企業基本法で定める中小企業が対象となること、相続人は、会社の代表者であり、同族関係者として発行済株式総数の50%超

を保有かつ同族内で筆頭株主である場合に限られる、5年間、雇用の8割以上（厚生年金および健康保険加入者をベース）を維持しなければならない、株式を実質的に処分できない等、厳しい適用条件が課されている。贈与税の納税猶予制度についても、ほぼ同様の条件が課されている。このため、事業承継の対象は限定的なものにならざるを得ず、要件の緩和や是正は是非とも必要である。については、適用要件の緩和と引き続き欧米並みの本格的な事業承継税制の確立を求めたい。

第五 消費税制について

1. 消費税率引き上げの条件

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めらるべきであり、少子・高齢化による財政需要の拡大などを考慮すると、近い将来、消費税率を引き上げざるを得ないと認識する。ただし、それ以前に行財政改革の徹底、歳出の削減などを行うべきであり、構造改革の進展や景気情勢などについても配慮すべきであることは言いつまでもない。

また、消費税を福祉目的税にする点については、財政の硬直化を招くので、避けるべきである。しかし、現在、消費税が年金、介護など社会保障の財源に充てられているので、今後消費税率を上げる際には、段階的に行うとともに、社会保障支出と負担の関連を明確化して、国民の理解を得る必要がある。

2. 滞納防止

消費税は本来、預り金的性格を持つ税金であるため、滞納防止策として中間申告やe・Taxの普及等、制度執行面で一層充実した対策が望まれる。

第六 地方税制の見直しについて

1. 固定資産税の軽減

固定資産税については、商業地を中心に実効税率が上昇を続け、都市部において重税感が高まっている。そこで、都市計画税と併せて制度の見直しと負担軽減を求める。

宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価格で評価する方式に改めるよう求める。また、事業用地については、居住用宅地に準じた負担軽減措置を設けるべきである。

居住用家屋については、再建築価格方式でなく、家屋の経過年数に応じた評価方法に改めるべきである。

土地の評価体制については、国土交通省、総務省、国税庁が各省庁の目的に応じた評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一元化を行うべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税との二重課税的な性格を持っている。また、最近、市町村合併の推進で課税対象が拡大している。このため、速やかに廃止すべきである。

3. 申告納税の合理化

行財政改革や納税者利便性等の観点から、国税と課税対象を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税や市町村民税について、地方消費税の執行をモデルとして、納税手続きの一層の合理化を図る必要がある。

4. 超過課税・法定外目的税

市町村民税の超過課税は主として法人を対象に行っており、その課税目的は必ずしも明らかでない。課税の公平原則にも反するもので、速やかに廃止すべきである。

また、法定外目的税については、環境対策から導入される事例が多いが、独自課税の実施にあたっては、税の公平・中立の観点から法人企業に対する安易な課税は避けるべきである。

第七 環境税制について

環境問題については、地球温暖化対策として各種の構想や提案が行われている。しかし、具体的に税制面でどう対応するかについては、政府部内で結論が出ていない。このため、当面は国内外の議論を注視し、環境政策との調和、石油税等既存の税制との調整を図りつつ、幅広い観点から積極的に検討するよう求めたい。

本部の動き

9月2日 法人会館に於いて厚生委員会を開催。会員の集いについて等協議した。



9月3日 法人会館に於いて社会貢献委員会を開催。10月3日すみだまつりでの社会貢献活動・職場体験学習について協議した。



9月7日 法人会館に於いて広報委員会を開催。法人会報11月号についての編集案について協議した。



9月8日 法人会館に於いて理事監事支部長合同会議を開催。グループ別研修会、役員会、会員増強運動について等協議した。



9月11・17日 法人会館に於いて交際費説明会を開催。両日で合計97名のご参加を頂きました。



9月17日 東武ホテルレバント東京に於いて福利厚生制度連絡協議会を開催。役員と厚生制度受託会社との交流と制度説明並びに今年度目標値について説明が行われた。



10月13・14日 法人会館に於いて源泉徴収説明会を開催。両日で合計97名のご参加を頂きました。



10月22日 法人会館に於いて総務委員会を開催。平成21年度予算執行状況について協議した。



10月社会貢献活動を実施

去る10月3日 今年で6年目になりました、すみだまつり会場の錦系公園内のテントをお借りして、社会貢献委員会主催による環境に関する社会貢献活動が行なわれました。当日はあいにく雨もようのお天気でしたが、社会貢献委員の方を中心に、役員さんにお手伝いいただき、午前11時より、eTaxを積極的に利用していただくことを目的にPR用のフーセンを配布並びに、花の鉢植えを400鉢、アンケートを記入していただいた方に配布しました。なお、今年も昨年同様本所間税会さんとテントを分け合い実施致しました。



社会貢献活動風景

12月〜平成22年1月の主な行事予定

- 12月2・3日 生活習慣病予防健診
於：ニット健保会館
- 12月3日 決算法人説明会
(pm 1:30 ~ 4:00)
於：本所法人会館
- 12月9日 理事監事支部長合同会議
於：本所法人会館
- 12月17日 総務委員会
於：本所法人会館
- 12月29日〜1月3日 年末年始休暇
- 1月13日 決算法人説明会
(pm 1:30 ~ 4:00)
於：本所法人会館
- 1月14日 新設法人説明会
(pm 1:30 ~ 4:00)
於：本所法人会館
- 1月20日 税務協力団体共催 新年賀詞交歓会
於：東武ホテル レバント東京
- 1月22日 女性部会 新年賀詞交歓会

中小企業で働く皆様の総合福祉サービス

お一人につき ◎ 入会金 300円・会費 500円（月額）

東京ディズニーランド・ディズニーシーの割引補助券やとしまえん・東武動物公園等の格安利用券を斡旋します。その他、便利なクオカードや図書カード、さらにフィットネスクラブ・映画鑑賞券・観劇・グルメなど格安の料金でご利用いただけます。また、「すみだスタンプ台紙」は1冊700円でご利用いただけます。

お得な情報がいっぱい！
今すぐご入会ください！



(社)墨田区勤労者福祉サービスセンター
墨田区押上2-12-7-215・ 3626-3723 FAX3626-3733
URL : <http://www.friends-sumida.or.jp>
担当：事務局次長 吉岡 清史

会員の集い 横浜日帰りバス旅行のご報告

10月17日 厚生委員会主催の「会員の集い・横浜日帰りバス旅行」を開催。

当日はあいにくの曇り空でしたが、バス2台にて合計88名のご参加をいただきました。午前9時30分両国国技館前を出発し、最初に重要文化財にも指定されている古い民家が園内に点在する「三溪園」を約2時間ほど散策。昼食は横浜中華街にある「重慶飯店 別館」にて四川料理を堪能し、中華街の中も見てまわりました。最後にランドマークタワー、赤レンガ倉庫、ワールドポーターズ等の見所の多い「みなとみらい地区」を散策。午後6時15分両国国技館前にて散会しました。厚生委員会では、会員皆様のサービスの一環として例年企画を変えて「会員の集い」を開催しております。来年も多数のご参加お待ちしております。



三溪園にてそれぞれの号車に分かれて記念写真



赤レンガ倉庫よりみなとみらい地区



中華街風景

部の会の動き

源泉研究部会

9月14日 本所法人会館にて、
 税務研修会、健康づくり研修会を
 開催。税務研修会では、『税務調
 査における誤りやすい事例 源泉
 税編』と題し、本所税務署法人課
 税第二部門 成川調査官様を講師
 にお招きして税務調査の概要や誤
 りやすい事例（給与関係、報酬、
 居住者非居住者など）について解
 りやすくご説明いただきました。

また、健康づくり研修会では、
 日本医科大学関連施設・葛飾健診
 センター 副長吉原先生と同セン
 ター 診療部長 足立先生をそれぞ
 れ講師に迎えて最新のがん予防
 『ピロリ菌とがん・新型インフル
 エンザ』と題し研修を致しました。
 足立先生には、新型インフルエ
 ンザ等のウイルスに感染しないた
 めには、免疫力を高めることが重
 要であり、その効果的な方法につ
 いてもご説明がありました。吉原
 先生は、ピロリ菌による胃がん、

大腸がんについて画像を使用して
 ご説明をいただき、研修会参加者
 からは、日頃の健康管理と健康診
 断の重要性を再認識しましたとの
 感想もいただきました。



健康づくり研修会



税務研修会

税法研究部会

10月20日 本所法人会館にて、
 研修会を開催致しました。

今回の研修内容は『キャッシュ
 フロー会計について』と『イータッ
 クスについて』。本所税務署 法人
 課税第1部門 伊藤上席審理官様
 を講師に迎え、わかりやすくご説
 明をいただきました。

キャッシュフロー会計では、実際
 に例題を解きながら、計算書の仕
 組みや、作成のしかたについて研
 修しました。

また、研修会冒頭 渡部統括官
 様のご挨拶のなかで、ワンクリッ
 クで納付できる便利な『国税ダイ
 レクト納付』やパソコンが苦手な
 方でも、税理士の代理送信による
 簡単な電子申告利用についてのご
 説明がございました。



税法研究部会研修会

消費税期限内納付推進運動 実施中!

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には申告・納付期限があります。 申告・納税にはe-Taxが利用できます。



支部・グループの動き

グループ役員会開催

各グループでは、グループ別研修会、会員増強についての役員会を開催。運営に向け協議した。



10月2日 第8グループ
於：本所法人会館



10月1日 第4グループ
於：第一ホテル内東天紅



10月19日 第7グループ
於：パークカフェ



10月14日 第3グループ
於：第一ホテル内東天紅



10月6日 第1グループ
於：ザ・ホテルベルグランデ



10月22日 第5・6グループ
於：東京東信用金庫錦糸町支店



10月21日 第2グループ
於：ザ・ホテルベルグランデ

今年度 会員の推移
状況(H21.4月～9月)

期首 3656社			
月	入会	退会	増減
4	4	12	-8
5	4	25	-21
6	4	20	-16
7	1	10	-9
8	2	7	-5
9	5	23	-18
9月末現在 会員数			3579社

今年も本格的な会員増強の時期になりました。近年本所法人会では、景気低迷の折りから会員の転廃業による退会が多く、会員数も減少しているのが現状です。会員一丸となつて増強にご協力をお願い致します。お取引先等で未加入の法人がございましたら、加入歓奨をお願い申し上げます。(クオカード30000円分進呈)



今年の法人会 会員増強 ポスター

会員増強運動にご協力を

会員の皆様奮ってご出席下さい!

平成21年度グループ別研修会日程表

研 修 科 目

平成21年度税制改正のあらまし
事業承継税制
イータックス最新お得情報
質疑応答

グループ研修会日程表

グループ (地 域)	開 催 日 時	開 催 場 所 (所 在 地)	担当副会長 グループ長 副グループ長
第1グループ 両国・緑	平成21年11月17日 午後5時30分 開会 終了時間 午後7時00分	第一ホテル両国 宴会場 (横網1-6-1)	半澤副会長
			尾崎グループ長
			大塚副グループ長
第2グループ 菊川・立川 千歳	平成21年11月27日 午後6時00分 開会 終了時間 午後8時00分	みどりコミュニティーセンター 多目的ホール (緑3-7-3)	春原副会長
			朝倉グループ長
			清水副グループ長
第3グループ 石原・亀沢 横網	平成21年11月26日 午後6時00分 開会 終了時間 午後7時30分	第一ホテル両国 宴会場 (横網1-6-1)	青柳副会長
			大石グループ長
			小倉副グループ長
第4グループ 本所・吾妻橋 東駒形	平成21年12月2日 午後6時00分 開会 終了時間 午後7時30分	第一ホテル両国 宴会場 (横網1-6-1)	立岡会長
			佐藤副会長
			佐生グループ長
			今井田副グループ長
第5グループ 江東橋	平成21年11月11日 午後5時30分 開会 終了時間 午後7時30分	東武ホテルレバント東京 宴会場 (錦糸1-2-2)	小野副会長
			関根グループ長
			鈴木副グループ長
第6グループ 太平・錦糸	同 上 第5グループと共催	同 上 第5グループと共催	大塚副会長
			及川グループ長
			高森副グループ長
第7グループ 横川・業平 押上	平成21年11月19日 午後5時30分 開会 終了時間 午後7時30分	本所法人会館 2階会議室 (業平1-7-12)	野口副会長
			杉本グループ長
			奈良副グループ長
第8グループ 向島・区外	平成21年11月10日 午後5時30分 開会 終了時間 午後7時00分	東武クラブ (向島1-32-3)	石川副会長
			小林グループ長
			川合副グループ長

講師：本所税務署審理官グループ

費用は無料です。(引き続き開催の懇親会はグループにより有料になるところがあります。事前にご確認下さい。)

ご出席の際は所属支部長さん、またはお近くの支部役員さんにご連絡下さい。

開催時間については各グループの別途案内状をご確認下さい。

税を考える週間(11月11日～17日)記念講演会
中小企業経営者の真の悩みの解決方法セミナー
 たった90分で、あなたの会社経営と人生が良くなる!

会社を良くするために、長時間働いても休みナシでいつもバタバタ...
 だけど...経営がなかなか楽にならない...その原因を明らかにします!

事業をしていると、原油高など自分の力ではどうしようもない影響で売上が左右されてしまう
 ことがあります。それで資金繰りが悪化し、経営が大変になる場合もあると思います。

そういった万が一の場合に備え、新しい収益を今から準備することが大切です。会社が生き
 残るか否かは、万が一のために手を打っているかどうかによって決まってくるのです。

では、経営における、万が一のために備えるためにはどうしたらいいか、日々、資金繰りに悩
 まないためにはどうすればいいか、その具体的な解決策を公開するセミナーを開催します!

講師自らの実体験をお話します。机上の空論は一切ありません。

この講演のノウハウを聞いて、あなたの会社の経営や今後の人生に役に立てて頂ければと思
 います!

各地で人気の講演会です。是非、ご参加下さい!

税を考える週間記念講演会「中小企業経営者の真の悩みの解決方法セミナー」概要

セミナー内容 借入金20億円から生還した講師が語る“中小企業経営の極意”
 働けば、働くほど稼げる時代は終わった
 あなたの未来のために準備をしよう
 あなたの会社の資金繰りが良くなる方法? などなど

講 師 野本 明伯殿(税理士)
 株式会社エヌエムシイ 代表取締役

日 時 11月12日 18時～19時30分を予定

会 費 無 料

定 員 100名(定員に達した場合は連絡いたします。)

場 所 本所法人会館 2階会議室
 墨田区業平1-7-12 TEL 03-3622-1090

主催・お問い合わせ 本所法人会事業研修委員会・本所法人会事務局
 TEL 03-3622-1090 FAX 03-3622-1344

「中小企業経営者の真の悩みの解決方法セミナー」お申込書

下記のワクに法人名、お名前、電話番号等をお書きの上、FAXしてください。

法人名		お名前	
電話番号		FAX番号	

↓
 ご返信FAX番号 03-3622-1344
 ↓

税務署だより

年末調整等説明会のご案内

本年も年末調整を行う時期になりました。つきましては、11月10・11日に曳舟文化センター1階ホールで説明会を行います。

年末調整等に必要な用紙は、当日会場受付でお渡しします。

諸用紙の配付は説明開始の30分から行います。

開催日	時間	対象地域	説明会場
11月10日	13:30~16:00	菊川・錦糸・向島 両国・江東橋	曳舟文化センター 1階ホール
11月11日	9:30~12:00	亀沢・太平・東駒形 本所・吾妻橋・横川	
	13:30~16:00	石原・立川・千歳・緑 横網・押上・業平	墨田区京島 1-38-11

納付税額のない場合の納付書の提出方法

年末調整による超過額があるため納付税額がない場合には、税額0の納付書を税務署へ提出、郵送されるかe-Taxからの送信をお願いします。

詳細については、源泉所得税担当までお問い合わせ下さい。

本所税務署

電話 3623-5171

・源泉所得税関係

内線 321~322

・用紙請求、法定調書

内線 113

法定調書の提出に関するお願い

法定調書の提出について

「平成21年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」については、税務署から送付されたOCR様式を使用し、黒のボールペンでいねいに記載して提出して下さい。

また、各調書の署番号(01169)及び整理番号欄も必ず記載して下さい。

法定調書の提出期限は、平成22年2月1日(月)ですが、なるべくお早めに提出されるようお願いいたします。e-Tax(イータックス)でも提出できます。

e-Taxによる法定調書提出のご案内

法定調書の提出をe-Taxで行うことにより、自宅やオフィスから法定調書の提出ができ、手書きをする手間を省くことができます。

会員の皆様の事務効率化のためにも、e-Taxによる法定調書の提出については是非ご検討下さい。

なお、ご不明な点がございましたら、本所税務署管理運営部門までお問い合わせ下さい。

都税事務所だより

平成20年10月1日以後開始する事業年度から、
法人事業税とあわせて地方法人特別税の申告が必要です

～平成21年11月以後に法人事業税・都民税の申告をする際は、ご注意ください～

地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税（所得割・収入割）の税率が変更されました。法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税とする制度となっているため、この改正により法人事業税と地方法人特別税とを合わせた税負担が増えることはありません。

申告・納付方法	地方法人特別税は、法人事業税・都民税と同一の申告書・納付書により、都道府県に申告納付します。		
適用時期	平成20年10月1日以後開始する事業年度 ただし、清算事業年度予納申告・残余財産分配等予納申告・清算確定申告については、平成20年10月1日以後に解散した法人に適用		
課税標準	基準法人所得割額、基準法人収入割額 (標準税率により計算した法人事業税の所得割額・収入割額)		
税率	課税標準	法人の種類	税率(%)
	基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	81
		外形標準課税法人	148
基準法人収入割額		81	

資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える普通法人

バリアフリー改修をした住宅にかかる固定資産税が減額されます

減免の対象となる住宅

平成19年1月1日以前からある住宅で、65歳以上の方等が居住する住宅について、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分において、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合（賃貸部分は、減額の対象にはなりません。）

減額の年度と額

改修工事完了年の翌年度分に限り、住宅1戸あたり100㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます。

減額を受けるためには、バリアフリー改修工事完了後3ヶ月以内に申告が必要です。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

なお、23区外でバリアフリー改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】固定資産税・納税について：墨田都税事務所 電話 03(3625)6061
個人・法人の事業税について：台東都税事務所 電話 03(3841)1271
自動車税について：都税総合事務センター 電話 0570(064)171
又は 03(5985)7811

みんなで築こう明るい未来



従業員の退職金準備に

特定退職金共済制度

制度の 特色

- 事業主が毎月一定の掛金を口座振替で払込み、退職金の支給は事業主にかわって当共済会が行うものです。(いわば「確定拠出型」の退職金制度です。)
- 毎月の掛金は税法上、全額損金算入または必要経費として処理できます。
- 掛金は1口1,000円から30口30,000円まで任意(従業員1人当り月額)。

■ 制度の内容

- 東京都所在の事業所であれば中小企業に限らず、その従業員を加入させることができます(ただし、年齢14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下に限ります)。なお、掛金の払込みは満75歳までとします。
- この制度に加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。ただし、事業主自身、役員(使用人兼務役員を除く)、事業主と生計を一にする親族は加入できません。
- 中小企業退職金共済制度や適格退職年金との重複加入も認められています。

お問い合わせ・資料請求は

■ 退職年金による給付金の受け取り

退職給付金を年金(支給期間:5年もしくは10年)として受け取ることもできます。(掛金払込み期間10年、年金月額2万円をともに超えている従業員にのみ適用)

■ 過去勤務期間通算のおすすめ

この制度に加入する以前の勤務期間を、10年を限度としてさかのぼることができます。(新規加入事業所のみ適用)

※ご加入に際しては所定のパンフレットを必ずごらんください。

委託保険会社 大同生命保険株式会社

〈東京都知事認可〉

財団法人

東法連特定退職金共済会



〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館

TEL. (03)3357-1641(代) FAX. (03)3357-1642